

監査結果に係る措置通知書

総務局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>3 財政的関与の適否</p> <p>(2)補助対象事業経費の範囲</p> <p><勤続祝金></p> <p>以下の要素を検討した結果、勤続祝金の50%相当額(32,472千円)は福利厚生費ではなく実質的な給与とされるおそれがあり、その場合、当該支出は給与条例に基づかない支出となる可能性があるとして判断した。</p> <p>①互助給付事業の原資の50%は市(雇用者)からの補助金であることから、経済的な実態として、市が受給者(互助会会員である市職員)に対して50%相当額の経済的利益を供与していることと同様とならないか。</p> <p>②この経済的利益の供与が、給与か福利厚生費かどうか問題となる。勤続祝金の給付は、勤続実績に応じて支給されるため、「社会通念上相当と認められる」福利厚生事業といえるか。</p> <p><外部公所厚生費></p> <p>当該福利事業費は支給対象となる各職場単位で支給されるが、支給された資金の管理や用途は各職場ごとの判断に委ねられており、互助会が用途の確認を行っていない。</p> <p>よって、補助対象事業のために使用されたかどうか確認できないため、補助金の支出として不適切である。</p>	<p>指摘されている勤続祝金と外部公所厚生費との2事業については、平成22年度より公費を充当しないこととした。</p>